

# 固定資産現所有者申告書 兼 相続人代表者指定届

令和 年 月 日

市 川 市 長

固定資産課税台帳に登録されている所有者が亡くなりましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により指定した相続人の代表者、地方税法第384条の3及び市川市税条例第74条の3の規定による現所有者の代表者として、下記のとおり申告いたします。

亡くなられた方 (被相続人)	フリガナ 氏 名		死亡 年月日	令和 年 月 日
	住 所			

現所有者代表者				
フリガナ 氏 名				被相続人 との続柄
住 所				
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	個人番号		
		電話番号		
相続登記の状況について	1. 相続登記は完了済み    2. 相続登記は未了			

代表者以外の現所有者	(フリガナ) 氏 名	被相続人 との続柄	住 所	持ち分
	(生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日		(TEL - - )	
	(生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日		(TEL - - )	
	(生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日		(TEL - - )	

(注意事項)

1. 相続人が二人以上いる場合、当該固定資産は相続人の共有財産となり、相続人全員が連帯して納税義務を負うこととなります。
2. 代表者には、固定資産税の賦課徴収及び還付に関する書類を送付します。
3. 個人番号（マイナンバー）については、市川市内に住民票のある方は記入不要です。
4. 代表者以外の現所有者は相続権を有する全ての相続人について記入してください。記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。
5. 必要に応じて、戸籍謄本等の添付書類を提出してください。（別紙参照）
6. この申告は登記が完了するまでの間の固定資産の納税に関するものであり、実際の相続に影響しません。

以下職員記入欄

新規	訂正	変更	管理人	異動	照合	年度	通知書番号	区	所有者コード
			/	/	/		-	新	
								旧	

## ○ 相続登記について

不動産の所有者が亡くなったときは、登記簿上の不動産の権利者を亡くなった方から相続人へ名義変更することとなります。

また、令和6年4月1日からは、相続発生から3年以内の相続登記が義務化されます。

固定資産現所有者申告は、登記が完了するまでの間の固定資産税・都市計画税に関する手続きであり、実際の相続や相続税、相続登記には影響しません。また、申告と登記の内容が異なる場合は登記の内容が優先されます。

【相続登記に関するお問い合わせ】 千葉地方法務局 市川支局 電話047-339-7701

## ○ 現所有者について

固定資産税・都市計画税は原則として登記簿上の所有者に対して課税されますが、所有者が賦課期日（毎年1月1日）前に亡くなっているときは、賦課期日時点の現所有者に対して課税されます。（地方税法第343条、同第702条、市川市税条例第54条）

現所有者とは、法定相続人や遺産分割・遺言などにより不動産を所有することとなった方です。遺産分割が済んでいない場合は、法定相続人全員が共有で現所有者となります。（民法第898条、地方税法第10条の2）

なお、調査の結果、申告書に記入していただいた方とは別の方を代表者とさせていただくことがあります。

## ○ 現所有者代表者について

現所有者のうち、固定資産税・都市計画税の納税通知書や納付書を受け取っていただく方のことです。

代表者以外の現所有者には、共有者としてはがき形式の納税通知書をお送りします。

## ○ 相続人代表者について

現所有者代表者は不動産の所有者が亡くなった翌年度以降の納税義務者の代表ですが、相続人代表者は不動産の所有者が亡くなったその年度の納税義務者の代表です。（地方税法第9条の2）

## ○ 法定相続人について

民法に定められた、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する人のことで、概要は以下のとおりです。配偶者は必ず相続人になります。血族は先順位の法定相続人がいない場合、後順位の方が法定相続人となります。

第1順位：子（子が先に亡くなっている場合は代襲相続が発生します）

第2順位：親（子がいなくても相続人になります）

第3順位：兄弟姉妹（子も親もいない場合に相続人になります。兄弟姉妹が先に亡くなっている場合は代襲相続が発生します）

なお、相続放棄等の特殊な事情がある場合はこの限りではありません。

## ○ 相続放棄と限定承認について

相続放棄とは、相続人が被相続人の権利や義務を一切引き継がないことです。

限定承認とは、被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐことです。

相続放棄又は限定承認をするには家庭裁判所にその旨の申述をする必要があります。

【相続放棄・限定承認に関するお問い合わせ】 被相続人の最後の住所の家庭裁判所

（市川市の場合：千葉家庭裁判所 市川出張所 電話047-336-3002）

## ○ 法定相続情報一覧図について

相続手続きでは、亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本及び除籍謄本や、相続人の戸籍謄抄本を各種窓口へ何度も提出する必要がありますが、法定相続情報証明制度により法務局で法定相続情報一覧図の写しの交付を受けると、戸籍謄本等の代わりに各種手続きで提出することができます。

【法定相続情報一覧図に関するお問い合わせ】 千葉地方法務局 市川支局 電話047-339-7701

## ○ 添付資料について

①相続人の戸籍謄本

②被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本

③相続放棄をされた方は、相続放棄申述受理通知書

④限定承認をされた場合は、相続限定承認申述受理通知書

⑤遺言により法定相続人以外の方へ相続や遺贈のある場合には、遺言書

※①②の代わりに法定相続情報一覧図を添付することもできます。

また、上記の全ての添付資料について、コピーでの提出が可能です。